

# 伊勢崎市 小規模事業者サポート補助金

市内で事業を営む者の業務改善や生産性向上による経営強化を支援し、地域経済の活性化を図るため、小規模事業者の取り組みに対して対象となる経費の一部を補助します。

## 補助率

補助対象経費（消費税を除く）の1/2以内

※補助対象経費の下限は20万円以上となります。（消費税除く）

## 補助上限額

50万円（千円未満は切り捨て）

事前相談期間（事業計画書）：令和4年5月2日（月）から随時

### ※ 申請前に商工団体へ事業計画書の事前相談が必要となります。

小規模事業者サポート補助金事業は、申請要件として必ず下記のいずれかの商工団体による事業計画書の策定支援を受けていただく必要があります。予め事業計画を作成のうえ、支援を受けてください。

策定支援を受けるには、いずれかの商工団体へ事前に必ず問い合わせてください。

▶ 伊勢崎商工会議所（昭和町3919、☎ 0270-24-2211）

▶ 群馬伊勢崎商工会（東町2668-1 あずま支所2階、☎ 0270-62-2580）

注意：支援を受けたことにより、補助金の交付を確約するものではありません。

## 申請期間

前期：令和4年6月1日（水）から令和4年7月15日（金）まで

後期：令和4年10月3日（月）から令和4年11月15日（火）まで

※前期・後期の期間ごとの予算内での採択制となります。本年度における補助金の申請は、1申請者当たり1回までです。

## 申請方法

申請書類一式を市役所商工労働課（北館2階）へ提出

※ 申請前に必ず商工団体へ事前相談を済ませてください。

※ 申請書類等詳しくは市ホームページを参照ください。

市ホームページ読取コード→



市ホームページ→ <https://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/keizai/shoko/syoukousinkou/12899.html>

## 補助対象経費

### 事業所改装経費

事業の実施に必要な改装費用（改装経費の合計が税抜10万円以上）

### 設備導入経費

事業の実施に必要な設備・備品購入費（購入単価が税抜3万円以上）

### 販路拡大経費

販路開拓のための広告宣伝費、ホームページの作成費など

### 業務効率化経費

IT・IoT化、人材育成・教育訓練等により業務効率化を図る経費など

### 事業承継経費

事業承継（譲受）に関するコンサルタント料など

### 事業継続経費

緊急事態時における事業継続計画（BCP）策定経費及び計画に基づく設備導入経費など

※ 対象経費の詳細は市ホームページを参照してください。

※ 対象経費の契約業者は、伊勢崎市内の事業者であることに限ります。

※ この補助金の交付決定日以前に着手したもの、国・県・市が実施するほかの補助制度の対象となるものは除きます。

※ 実際の対象経費は、事業計画書等の内容を確認し判断します。特段高額な経費や、事業の必要性がないものは対象外となります。

## 補助対象者

次の要件をすべて満たす事業者が対象です。

- 1 市内に事業所を有し、常時雇用する人数が下記を満たす事業者
  - ・5人以下…卸売業、小売業、サービス業
  - ・20人以下…製造業、建設業、運輸業、宿泊業、娯楽業、その他
- 2 伊勢崎市内で令和5年3月31日（金）までに事業を完了、実績報告を提出する者
- 3 市税を滞納していない者
- 4-a 個人の場合：申請時に市内に住民登録があり、主たる事業を市内で営んでいる者
- 4-b 法人の場合：申請時に市内に本社若しくは主たる事業所が法人登記されており、主たる事業を市内で営んでいる者
- 5 伊勢崎商工会議所又は群馬伊勢崎商工会による事業計画書の策定支援を受けた者
- 6 営業に関して必要な許認可を取得している者
- 7 主たる事業の収入が、所得税法に定める事業所得として計上される者
- 8 伊勢崎市暴力団排除条例第2条第3号・第4号に規定に該当しない者
- 9 以下の「みなし大企業」でない者
  - ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している者
  - ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している者
  - ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者
- 10 この補助金を初めて申請する者

## 補助対象外事業

次のいずれかに該当する事業は、対象外です。

- 1 伊勢崎市中小企業活性化資金融資促進条例に基づく中小企業活性化資金の対象とならない業種による事業
- 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項から第10項に該当する事業
- 3 フランチャイズ契約またはこれに類する契約に基づく事業
- 4 会社法第2条第3号の2に規定する子会社等が行う事業
- 5 その他市長が適当でないと認める事業

## 事業完了後

- |        |   |
|--------|---|
| 実績報告   | 事業完了後、30日以内の実績報告書類一式を商工労働課へ提出   |
| 補助金請求  | 上記実績報告書類と併せて商工労働課へ提出  |
| 事業状況報告 | 事業完了の翌年度から3年間、事業経過を商工労働課へ提出に提出<br>※ 報告書類については、報告時期になりましたら市より送付する予定です。 |

【問い合わせ】 伊勢崎市役所 商工労働課（北館2階） 電話番号 0270-27-2754（直通）